

休講と学費の関係について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年4月1日）

COVID-19による感染症の蔓延に伴い、正課活動も課外活動も制限される状況が続いています。

全授業の原則休止、学内施設の閉鎖なども、行われてしかるべき対応だと思えます。

さて、我々学生は学費を払い、対価として学内のリソースを利用して学びを深め、また福利厚生之恩恵に与っています。

あるはずの授業がなく、学内リソースも福利厚生施設も事実上利用不可能な現状で、通常通りの学費を払っていることには承服しかねます。

2020年度前期に関し、学費が減免されてしかるべきと考えます。

ご検討の上、議論の経緯を明確にしてご回答いただきたく思います。

【回答】（回答日：2020年4月20日）

（回答者：教育推進・学生支援部）

前期の授業実施については、令和2年4月1日付総長名の文書にてお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の集団感染等の懸念を考慮し、原則として5月6日までの休講措置をとっております。正課の学修について、現時点においては、今後の状況も勘案しつつ、オンライン等により着実に学修時間を確保し、教育効果をあげることができるよう、前期の単位認定に必要なしかるべき措置を行う予定としております。

よって、ご意見にある「学費が減免」が、本学が定める授業料の減額という意味でしたら、そのような措置は予定しておりません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方は、本学の授業料免除や日本学生支援機構の奨学金等の各種制度を利用してください。各種制度の申請に関し、ご不明な点等ございましたら学生課奨学掛まで、お問い合わせください。